

## 〔参考2〕高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種と任意接種について

種類	ワクチン	接 種			
		対 象 者	回 数	接種量	方法
定期接種 (B類)	23価肺炎球菌莢膜ポリ サッカライドワクチン	ア 65歳の者 イ 60歳以上65歳未満の者 であって、心臓、腎臓又は 呼吸器の機能に自己の身の 日常生活活動が極度に制 限される程度の障害を有す る者及びヒト免疫不全ウイ ルスにより免疫の機能に日 常生活がほとんど不可能な 程度の障害を有する者。 ただし、イに該当する者 として既に当該予防接種を 受けた者は、アの対象者か ら除く。 (対象者の詳細は、備考欄 (1)～(3)を参照)	1回	0.5mL	皮下又は 筋肉内
任意接種	23価肺炎球菌莢膜ポリ サッカライドワクチン	・定期接種(B類)の対象者 を除く高齢者	1回	0.5mL	皮下又は 筋肉内
	沈降13価肺炎球菌結合 型ワクチン	○高齢者又は肺炎球菌による 疾患に罹患するリスクが高 いと考えられる者 肺炎球菌(血清型1、3、4、 5、6A、6B、7F、9V、 14、18C、19A、19F及び 23F)による感染症の予防 ○小児 肺炎球菌(血清型1、3、4、 5、6A、6B、7F、9V、 14、18C、19A、19F及 び23F)による侵襲性感染 症の予防			筋肉内*

\*任意接種における健康被害の報告については、15頁を参照。

任意の予防接種を受けたことによって、重篤な副作用が生じた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合

備 考	
(1) 対象者から除外される者 これまでに、23価肺炎球菌莢膜ポリサッ カライドワクチンを1回以上接種した者は、 当該予防接種を定期接種として受けることは できない。 また、平成26(2014)年度から平成30 (2018)年度の間既に定期接種として高 齢者肺炎球菌感染症の予防接種を受けた者 についても、同様に当該予防接種を定期接種 として受けることはできないことから、予防 接種法施行令(昭和23(1948)年政令第 197号)第6条の規定による周知を行うに あつては、予防接種台帳等を活用し、既に高 齢者肺炎球菌感染症に係る予防接種を受けた ことのある者を除いて送付する方法で周知を 行う。そのため、予防接種記録について5年 間を超えて管理・保存するよう努める。	(2) 接種歴の確認 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種を行う に当たっては、予診票により、当該予防接種 の接種歴について確認を行う。 (3) 予防接種の特例 令和2(2020)年4月1日から令和6 (2024)年3月31日までの間、アの対象者 については、65歳、70歳、75歳、80歳、 85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の 属する年度の初日から当該年度の末日まで の間にある者とする。
・再接種を行うのであれば、その必要性を慎重に考慮した上で、前回接種から十分な間隔を確保し て行う。	
肺炎球菌による疾患に罹患するリスクが高いと考えられる者とは、以下のような状態の者を指す。 ・慢性的な心疾患、肺疾患、肝疾患又は腎疾患 ・糖尿病 ・基礎疾患若しくは治療により免疫不全状態である又はその状態が疑われる者 ・先天的又は後天的無脾症(無脾症候群、脾臓摘出術を受けた者等) ・鎌状赤血球症又はその他の異常ヘモグロビン症 ・人工内耳の装用、慢性髄液漏等の解剖学的要因により生体防御機能が低下した者 ・上記以外で医師が本剤の接種を必要と認めた者	
*小児の場合は、定期接種については皮下接種、肺炎球菌による疾患に罹患するリスクが高いと考 えられる者に対する接種は、全年齢について筋肉内接種(任意接種)となります。	

機構法に基づく救済を請求することとなる。